

盛岡広域振興局長告示第59号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年12月16日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
紫波郡紫波町日詰字牡丹野116番4、134番10、218番2及び207番1の一部	92.83	6.00	令和4年11月8日
紫波郡紫波町高水寺字中田56番147の一部、177番4及び232番1の一部	41.78	6.00	令和4年11月22日

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び紫波町役場に備えておいて縦覧に供する。